

林 政 審 議 会 議 事 録

- 1 日時及び場所 平成21年 2 月 10 日 (火)
農林水産省4階 第2特別会議室
- 2 開会及び閉会の時刻 10:00～12:08
- 3 出席者
 委 員 櫻井会長 青山委員 浅野委員 足本委員 池淵委員

 岡田委員 倉沢委員 合原委員 鮫島委員 島田委員

 島村委員 早坂委員 前田穰委員 恵 委員 横山委員

 鷺谷委員

幹 事 関係府省

林野庁

- 4 議 事
 - (1) 会長の互選等
 - (2) 部会の所属委員の指名等
 - (3) その他説明事項
 - ・ 平成21年度予算及び税制改正について
 - ・ 森林整備保全事業計画の策定について

午前10時00分 開会

○高橋林政課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきます。

今回の林政審議会につきましては、本年1月6日付で委員の改選がございました。本日がその委員にご出席いただいての初めての会合となります。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、委員の出欠状況についてご報告いたします。本日は、委員20名中16名の委員にご出席をいただいております。当審議会の定足数である過半数を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることをご報告申し上げます。

1月6日付で改選がございました委員の名簿、参考1という資料がちょっと探しづらいかもしれないんですが、上のほうにきょうの説明資料がざっとありまして、ちょっと下のほう、何種類かさかのぼっていただくと「参考資料」という印字が大きくしてあるものが4、3、2、1とございます。ずっと下のほうから繰っていただいたほうが探しやすいかと思うんですけども、参考資料1に委員の名簿をお配りさせていただいております。本日が最初の顔合わせということになりますので、本日ご出席をいただいている委員を50音順でご紹介をさせていただきます。席次でいいますと、まずこちらの委員からご紹介させていただきます。

お名前だけ呼ばさせていただきます。青山委員です。

○青山委員 青山でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋林政課長 浅野委員です。

○浅野委員 浅野でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋林政課長 足本委員です。

○足本委員 足本でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋林政課長 池淵委員です。

○池淵委員 池淵です。

○高橋林政課長 岡田委員です。

○岡田委員 岡田でございます。

○高橋林政課長 倉沢委員です。

○倉沢委員 倉沢でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋林政課長 合原委員です。

○合原委員 合原です。よろしくお願いいたします。

○高橋林政課長 櫻井委員です。

○櫻井委員 櫻井です。よろしくお願いします。

○高橋林政課長 鮫島委員です。

○鮫島委員 鮫島です。よろしくお願いします。

○高橋林政課長 島田委員です。

○島田委員 島田です。よろしくお願いします。

○高橋林政課長 島村委員です。

○島村委員 島村です。どうぞよろしくお願いします。

○高橋林政課長 早坂委員です。

○早坂委員 早坂です。よろしくお願いいたします。

○高橋林政課長 前田穰委員です。

○前田穰委員 前田です。よろしくお願いします。

○高橋林政課長 惠委員です。

○惠委員 惠です。よろしくお願いいたします。

○高橋林政課長 横山委員です。

○横山委員 横山です。よろしくお願いいたします。

○高橋林政課長 鷺谷委員です。

○鷺谷委員 鷺谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋林政課長 それでは、ここで林野庁長官からごあいさつを申し上げたいと思います。

○内藤林野庁長官 まず、本日、改選をされまして初めての林政審議会でございます。委員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらず本審議会の委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。また、常日ごろから森林・林野行政につきまして委員各位の先生方から何かとご支援、ご助言を賜っております。この場をおかりしてお礼申し上げたいと思います。

本日は、改選後の初めての審議会ということでございますので、まず最初に新たな会長をご選出いただきたいと考えています。その後、2点ご説明をし、委員のご意見をお聞きしたいと思っております。

まず第1点目が、平成21年度の予算など、来年度の林野庁の取り組みをどういうふうにするかということについてであります。

それから2点目が、昨年来、林政審議会の施策部会のもとに森林整備保全小委員会を設けまして、ご検討いただいた件でございます。林政審の委員のみならず専門の委員の方にも加わっ

ていただき、次期森林整備保全事業計画の素案をご検討いただきました。

この計画は、昨年12月に策定されました全国森林計画に掲げる森林の整備、それから保全の目標の計画的かつ着実な達成に資するため、森林法の規定に基づいて策定するものでございます。詳細につきましては後ほど事務方から説明をさせます。

今後、委員の皆様方には節目節目でいろいろなご意見を賜り、林野庁の施策、森林・林野行政の円滑な推進、それから充実に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

○高橋林政課長 引き続きまして、林野庁の主要なメンバーをここでご紹介をさせていただきます。

まず、ただいまごあいさつを申し上げましたが、改めて内藤林野庁長官でございます。

○内藤林野庁長官 よろしくお願ひいたします。

○高橋林政課長 島田林野庁次長です。

○島田林野庁次長 島田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋林政課長 小山林政部長です。1月5日付です。

○小山林政部長 小山でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋林政課長 沼田森林整備部長です。

○沼田森林整備部長 沼田でございます。よろしくお願ひいたします。

○高橋林政課長 福田国有林野部長です。

○福田国有林野部長 福田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋林政課長 なお、申しおくれましたが、私、司会進行をしております林政課長の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今ご紹介申し上げたメンバーを含め、林野庁の関係者の名簿は先ほどの参考資料3、先ほど参考資料1をごらんいただきましたが、参考資料3に林野庁のほうの名簿をお配りしてございます。またご参考にしていただければと思います。

なお、一緒にお配りしております参考資料2は、後ほどこの施策部会、白書の関係をやります部会の関係の委員のリストになっております。これもあわせてご紹介をさせていただきます。

それからもう一点、ただいま、本日の審議事項を長官から申し上げたわけですが、前回12月15日の林政審議会におきまして、国有林野事業の一部独立行政法人化などの検討について意見交換をしてはどうかというご意見がございました。この件につきましては、改めて会長ともご相談をさせていただきたいと思いますが、次回林政審議会、3月末ごろに予定しております。そ

の審議会の場においてご説明をしたいと考えております。

それでは、本日は当審議会の委員の方々が任命されまして最初の審議会ですので、議事次第、これが多分頭のほうにお配りしてあったと思いますが、これの第3の（1）にございますが、会長の選任をお願いしたいと思っております。

議事運営上、まず仮座長を選出していただきたいと考えておりますが、非常に僭越ではございますが、事務局案としてご出席の委員の中から池淵委員にお願いをしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋林政課長 よろしゅうございますか。

それでは、恐れ入りますが、池淵委員、仮座長席にご移動をお願いいたします。

○池淵仮座長 それでは、ご指名でございますので、しばらくの間、仮座長を務めさせていただきます。

まず会長の選出でございますが、林政審議会令第2条第1項の規定によりまして、会長の選出は委員の互選によることとなっております。いかがでしょうか。

○浅野委員 浅野でございます。日本森林学会会長のご経験がおありで、森林・林業・木材産業における広いご見識をお持ちの、また会長代理もお務めになっておられましたので、櫻井委員に就任していただければと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○池淵仮座長 ただいま、櫻井委員にお願いしてはどうかというご意見をいただきましたけれども、いかがでしょうか、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○池淵仮座長 異議なしということでございますので、櫻井委員にご苦勞をおかけいたしますけれども、会長をよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、以後、これからの議事運営については櫻井会長をお願いいたしまして、私の仮座長の務めを終わらせていただきます。どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○櫻井会長 それでは、ただいま皆さんの推薦をいただきまして会長に指名されました櫻井でございます。よろしくお願いいたします。

いろいろと難しいものが多い林野行政でございますけれども、その推進運営のために少しでも助力できれば、協力できればということでございますので、皆様のご協力も得てこの仕事を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に、会長代理というものを決めなければいけないということでございますが、林

政審議会令の第2条第3項の規定によりまして、会長代理を置くこととなっております。これにつきましては会長が指名するということになっておりますので、岡田委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それから、手続上いろいろありますが、議事次第第3の(2)の部会の所属委員の指名等というところにまいりたいと思います。

部会の所属委員の指名についてでございますけれども、これは林政審議会令第5条第1項に、部会を置くことができることとなっております。また、部会に属すべき委員及び特別委員については、同審議会令の第5条第2項の規定によりまして、会長が指名するということになっております。

当審議会において設置されておりますところの施策部会でございますが、新委員の方々におかれましては、施策部会という言葉について初めて聞かれる方もいらっしゃるかと思いますので、まず事務局から施策部会についての説明をお願いいたします。

○牧元企画課長 企画課長でございます。説明をいたします。

今、会長からお話ございましたように、林政審議会には審議会令によりまして部会を置くことができるとされているところでございます。一方、森林・林業基本法におきまして、政府は毎年、森林及び林業の動向を考慮いたしまして、講じようとする施策を国会に提出することになっているわけでございますけれども、この「講じようとする施策」の作成に当たりまして、林政審議会の意見を聞くということに基本法でなっているわけでございます。このため、従前より、本林政審議会に施策部会が設置されているわけでございます。

森林・林業白書の内容につきまして、素案の段階からご議論をいただくということでございます。森林・林業白書につきましては、施策部会でご議論をいただきました後に、林政審議会に諮られるわけございまして、そこでご了解を得られれば、閣議決定を経まして、政府から国会に報告をされるという段取りになっているところでございます。

なお、施策部会の構成につきましては、先ほど会長からございましたように、会長により指名されました林政審議会の委員及び特別委員により構成されることになっているところでございます。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。

施策部会は、これまでどおり設置することということにいたしまして、施策部会に属すべき委員につきましては、今回の改選で新たに委員の中から、岡田委員、島田委員、前田穰委員

を指名することにしまして、浅野委員、早坂委員、恵委員、そして私の7名ということでお願いしたいと思います。

施策部会の特別委員といたしましては、荒谷委員、安藤委員、金井委員、金沢委員、上安平委員、執印委員、土屋委員、豆原委員の8名の方々にお願いいたしたいと存じますので、この件をご承知お願いいたします。

施策部会の部会長でありますけれども、これは部会に属する委員のうちから互選するということになっておりますので、それは部会でお決めいただきたいと存じます。

続きまして、議事の3、その他に移りたいと思います。

平成21年度予算及び税制改正につきまして、民有林及び国有林野事業関係の予算並びに税制改正について続けて説明をお願いいたします。

○高橋林政課長 林政課長でございます。

お手元の資料1、右肩に「1」という数字が振ってクリップでとめてあるものがあるかと思います。タイトルが「平成21年度林野庁関係予算概算決定額の概要」と。まず民有林関係の予算について説明をさせていただきます。

この一番上の資料、これが私どもは公共事業あるいは非公共事業という分け方をしておりますが、林野庁の予算の全体像です。1の「総括表」の一番右下のところに「98.2」とありますが、21年度の概算として対前年比98.2%ということになっております。

ただ、補正予算を2度組んでおります。ちょっと1枚めくっていただきますと、つい最近国会を通りました20年度の2次補正、これで林野庁関係303億円、このほかに昨年の1次補正で800億計上してございますので、トータルとしては補正と21年度当初予算を合わせると必要な額は十分確保できているというふうに考えております。

さらに1枚めくっていただきまして、次に21年度予算の主な柱が5点ございますので、順に説明させていただきますが、そのうちの最初に掲げます森林吸収目標の達成の対策でございます。

一番上の枠囲いにありますが、京都議定書に基づく森林吸収目標、我が国は6%の削減義務を負っておりますが、このうち3.8%はこの森林吸収で対処するという目標を立てております。それが炭素トンにすると1,300万炭素トンと。これが19から24年度の6年間に、毎年20万ヘクタールの追加整備というのは、その前までは、間伐を大体毎年35万ヘクタールやっておりました。ただ、その水準ではこの目標の吸収に足りないのもので、さらに20万ヘクタールの間伐をこの6年間は追加でやる。そうすると、3.8%の目標を達成できるということで、この追加的間伐を進め

ております。

それに必要な予算として、次の「これまでの取組」のところですが、19年度におおむね23万ヘクタール分の上乗せ追加の予算。これが当初予算の森林整備、間伐の事業費では不足するので、補正予算で不足する分を計上するという事で財源を確保してきております。

20年度も同様に補正と当初合わせて21万ヘクタール相当の546億円と。ことし21年度も20年度の補正予算と合わせまして、一番下の枠のところですが、おおむね21.5万ヘクタールに相当する620億円を森林整備の吸収対策に充てられるものとして確保しております。

この枠の一番下のところをごらんいただきますと、特に21年度の特徴的なところは、間伐などの森林整備に係る定額助成というものを大幅に拡充しておりまして、きょう一番最後の議題になっております森林整備の事業については、通常、国と県で合わせて7割ぐらいの補助、逆に言うと3割ぐらいは森林所有者の負担になるんですが、この定額助成というのは、ヘクタール当たり25万円程度を国が払います。現場の工夫次第では、場合によっては所有者負担なしで全額国費でもできると、そういう方式の事業を大幅に拡充をして、この森林吸収源対策費を確保しているというのが21年度の大きな特徴となっております。

1枚めくっていただきまして、A3の色刷りの資料、これが21年度の予算の全体像であります。黄色い四角が左側に3つ、右側に2つございます。これが予算の柱立てと考えております。

1つ目の左上、森林吸収源対策、これは今申し上げたとおりですが、特にピンクで枠囲いしてあるところを見ていただくと、ピンクの中の1つ目、「定額助成による条件不利森林の早期解消の推進、75億円」、これが先ほど申し上げた定額方式での間伐推進の一つの目玉事業でございます。

それから、その下に「境界明確化作業への本格支援」と。境界がわからないので間伐が進められないという実態もかなり出てきております。10億円の新規事業で、これもヘクタール当たり4万5,000円を国費で出しまして、大体山に入って境界を確認するという必要な人件費など、これを本格的に国が支援すると。2万ヘクタール程度をカバーしたいと思っております。

それから、その次の2つ目の柱、「治山対策」。これは、岩手・宮城地震も山地が非常に大きな被害を受けまして、ここにこの治山技術による復旧というのも非常に大きな役割を果たしております。これも非常に重要な柱として必要な予算を計上してございます。

それから3つ目、森林経営対策。これは3点ございまして、1つは最初の赤い枠で囲ってある「森林資源を循環利用するビジネスモデルの構築」2億円と。ちょっとこれだけでは何だかわからないんですが、要は今、間伐の対策をいろいろ進めておりますが、主伐を迎える森林が

相当出てきておりまして、主伐収穫をした後、再植林がされない林地というのも実態として出てきております。そこを再植林を確保して、循環利用する主伐に対応したビジネスモデルと、それに対応した経営対策というのを2年ほど検討して打ち立てていきたいと思っております。それに取りかかるまず準備、検証の1年目として2億円の予算を考えております。

それからその次のピンク色の枠囲い、こちらはむしろ間伐のことです。先ほど申し上げた3割の所有者負担を、間伐材の売り上げでカバーできるような先進的な事業体が出てきております。それに対する定額助成金あるいは損失補てんなどの新しい対策を講じております。

それから3点目、一番下、緑の雇用です。雇用情勢は厳しくなっております。雇用相談、林業への就業への関心も非常に高まっております。「緑の雇用」ということで、これは平成15年からやっておりますが、月額研修費に9万円、国費で補助をしております。この対策、その左の緑のところで「2次補正、4億円」とありますが、補正でも拡充はしております。雇用対策もきちんと進めていきたいと考えております。

それから右上にまいりまして、山村再生支援センターの創設という一つ角度の変わった予算も要求しております。これは赤の枠囲いにありますが、CO₂を排出する企業のいろいろな事情でCO₂削減のインセンティブが出ています。例えば、燃料を木質バイオマスを使いたいと、そういうインセンティブが出てきていますので、そういう企業と山村側の木質バイオマスの供給者、これを要はマッチングする、そういうセンターを創設すると。

これは、中央に1カ所考えていますが、何か施設を整備するということではなくて、そういうマッチングをする知見、ノウハウを持った民間団体をまず立ち上げたいということで、現在、公募を行っております。

最後に、右下「木材産業総合対策」ということでございます。内容は、この枠囲いの3つ目の赤のところに幾つか書いてございます。外材から国産材への原料転換、特にロシア材などが入りにくくなっていますので、国産材に原料転換するための施設整備や技術指導、あるいは中小製材工場の支援、チップなどのC材の大量取引、顔の見える木材での家づくり、あるいは「長期優良住宅」と書いてありますが、「200年住宅」と言われるものに国産材を使っていく製品開発、そういったものを総合的に支援する対策を考えております。

あと最後の四角ですが、違法伐採対策として、特に合法性の証明がされた木材が、政府機関だけでなく民間でも十分流通していくようにというための普及対策。それから一番最後の「先進技術」云々というのは、木質バイオマスを使ったバイオエタノールの技術開発など、20年度から始めております。これを引き続き強力に推進していきたいと考えております。

その次の資料は、今申し上げたことの説明資料でございますので、また後ほどご参照いただければと思います。

まず、民有林の関係の予算をご説明させていただきました。

○須藤管理課長 管理課長の須藤でございます。国有林野事業特別会計の経理をやっております。

続きまして、国有林野事業特別会計の平成21年度予算の説明でございます。

本日は、委員の改選の直後でございますので、ほとんどの方ご承知だとは思いますが、国有林野事業特別会計についての性格について若干触れさせていただいて、21年度予算のご説明をさせていただきます。

まず、今、林野庁が持っている予算は、一般会計以外に、国有林野事業については事業としての歳入、歳出を特別繰り出して特別会計として経理決算をやっているということでございます。

この会計の特徴は、企業会計原則と言われている発生主義をとっているという点が一般会計と異なります。一般会計は修正現金主義と言われておりますけれども、現金主義ということでございます。したがって、企業の会計の方式により近づいているものでございます。

第2点として、金額の総額が4,600億円程度で、歳入、歳出同額を計上してございますが、一般会計が3,800億円程度の歳出規模になってございますけれども、特別会計ですから出城のような性格で、本丸に当たる一般会計よりも普通は小さいのが多いのですが、国有林野事業特別会計は、本丸のほうよりも図体がでかいように一見見えます。ただし、その半分以上が借入金の元本でございまして、返した途端にすぐ借りなきゃいけないというもので、事業そのものに使われるお金じゃないんですね。したがって、この分は差し引いて考えないといけない。

残りの部分につきまして申し上げますと、その4分の3程度が一般会計繰り入れを受けています。したがって、一般会計のところに同額計上されているものが、こちらの国有林野事業特別会計のほうにも同額計上されている部分がございます。

そういう特徴を持っていることが、まず最初にご指摘したいところでございます。

第2番目に、平成22年4月に、一般会計化・独法化を予定しているということでございます。

したがって、平成21年度予算、これにつきましては、国有林野事業特別会計についてこれまでの予算の組み方としては最終年度という位置づけと考えられます。

先ほど、冒頭のほうに林政課長が説明しましたとおり、改めて会長とご相談させていただきたいということでございますが、一般会計化・独法化につきましては、3月末に意見交換の時

間をいただければということを私どもとしては予定してございます。

そこで、資料2に基づいての平成21年度予算でございます。

1 ページ目の真ん中よりちょっと上にあります、1 と書いてあるところが、特別会計の全体としての基調としての考え方を書いたものであり、2 のところが、その中のポイントとなるものの事業のみを抜き出したものというものでございます。

1 のほうの基調となる考え方でございますが、基本的にはやはり収入の確保、それから事業を効率的に実施して、支出はスリムな形でやっていくということで、収支をなるべく均衡させるように努力しろということを考えてございます。

ただし、公益的な機能の維持増進が旨であるということで、それに注意しながら進めてございます。

そこでポイントのほうですが、2 のほうです。「森林の公益的機能の維持増進」という名前で、この事業のポイントを説明してあります。

私どもの国有林野事業特別会計は、公共事業と非公共事業の2つで成り立ってしまして、①の「森林整備の推進」が公共事業であります。②、③のところは、平成21年度についての非公共で取り上げた新規のものであります。

公共事業のほうは、国有林野事業特別会計は、治山事業と森林整備事業を2種類持っております。

治山事業は、下に3と書いてありますが、必要に応じてそれはしっかりやっていくということに尽きます。

森林整備のほうは、林野庁全体で取り組んおる森林吸収源対策、つまり間伐の促進ということに積極的に取り組んでいくということでございます。これが①に書いてあります「森林整備の推進」ということであります。

続いて、非公共事業のほうでございますけれども、公益的機能を発揮するという国有林野事業に課された課題を発揮するために、その時々予算の範囲内をある程度考慮しながら、より国民のニーズにこたえていく姿をつくり出すために、予算事業を組めるものは何かということを考えていったということですが、平成21年度につきましては、2つ新規事業を組んであります。

1 つ目は、「野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備モデル」という名前でつけてございますけれども、鳥獣被害が随分山村で広がっています。この中で、やはり国有林野というのは非常にエリアが広いわけで、しかもその中で鳥獣保護区に当たる部分も多く抱え、保護と管理の

両面を求められる非常に難しいエリアであります。

したがって、単純に捕獲するというようなシンプルな形ではなかなかしにくいこともありま
すので、「住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくり」といったことを考えながら、
地域の方々、いろいろな主体と連携して総合的な対策を講じようということを、この新規事業
として始めたいということでございます。

③に入りますのは、最近言われている自然体験教育の中の森林環境教育のようなものでござ
いますけれども、小・中学校の学習指導要領が変わったことで、農業の世界、漁業の世界もそ
うですが、農業の世界で、農山漁村での宿泊体験施設をやっております。山村のほうでも一定
の応分の負担をしていく、その機会を与える必要があるということで、国有林野事業のフィー
ルドを活用したものができないかということを考えているところであります。

具体的な予算の歳入、歳出の金額につきましては、1枚めくっていただいたところの表裏に
書いてございます。詳しくはこの場では省略させていただきます。

以上でございます。

○牧元企画課長 引き続きまして、税制改正関係でございます。次の資料3の1枚紙をごらん
いただきたいと思います。平成21年度の林野関係の税制改正予定事項ということでございまし
て、主要な事項のみご説明させていただきたいと思います。

まず、一番上の事項でございますけれども、「住宅借入金等を有する場合の税額の特別控除の
拡充等」ということでございまして、これはいわゆる住宅ローン減税でございます。内容とい
たしましては、住宅ローン減税5年間延長いたしますとともに、長期優良住宅の最大控除可能
額を600万円とするなどの拡充を行うという内容でございます。

それから、続きまして2つ目でございますけれども、所得税の関係でございます。山林に係
る森林計画特別控除の2年延長ということでございまして、これは、森林施業計画に基づきま
して伐採を行う場合の20%の特別控除、これを2年間延長するというものでございます。

それから2つ飛ばしまして、5つ目の法人税の関係でございますけれども、植林費の損金算
入の特例措置についての延長でございます。これにつきましては、同じく森林施業計画に基づ
きまして植林を行う場合の、植林費の35%につきましては、その年の経費として損金算入をする
といった内容の特例措置につきましては、一部見直しの上、2年間延長するというものでござい
ます。

そのほか、中小企業との横並びでの税制の延長等ございまして、以上の内容につきまして
税制関連法案ということで、今後、国会でご審議をいただく予定になっているところでござい

ます。

以上でございます。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。

ただいま、このような施策を今後進めていくという提案がございまして、説明を受けたところでございます。

これにつきまして、いろいろな意見を言う場でございますこの林政審でございますので、皆さんのほうから意見あるいはご質問をちょうだいいたしたいと思います。どなたからでも結構でございますが、質問あるいはご意見、よろしくお願いいたします。

○合原委員 私、現場の人間なんで、余り具体的過ぎる質問かもしれませんが、定額助成、新しい、非常に私はいいいことだと思うのですが、ただ、これを受け取る側に公平に平等に分配する方法としてどういうふうに考えていらっしゃるのか。今までの補助金は、林野庁から県、それからこうと、大筋の流れは森林組合にちょっと偏った形で、なるべくこれからやろうとする事業体とか所有者の方にも公平に分配できるような仕組みはおありになるかどうかをお尋ねしたい。

○櫻井会長 今の質問いかがですか。

○沼田森林整備部長 定額助成でございますけれども、大きく言いますと間伐そのものに対するヘクタール25万円程度の助成と、それから作業道をつくるときに、例えばメートル当たり1万4,000円程度でございますが、こういったものについて定額助成、効率的にやると自己負担は発生しませんというような事業でございます。

こういった事業の実施に当たりましては、やはり例えば間伐なんかですと、県のほうでうまく計画をつくっていただくということにしているところでございまして、そういった意味で、いわゆる予算の枠の中で実行していただくざるを得ないのかなというふうには考えているところでございます。

また、作業道のほうについては、それぞれの地域で、例えばやり方としては協議会をつくっていただいて、例えば森林組合なり事業体と、例えば土木の建設業者なんかの方々とよく連携していただいて、作業道をつくっていただくというようなことを考えております。

いずれにしても、今回、ある意味では20年度の予算については22億円でございます。21年度の当初とそれから補正予算を合わせて、実は203億円規模のものを定額助成として用意させていただいております。ですので、要望としてはかなりあるのかなというふうには思っておりますが、予算的にもかなりふやしておりますので、相当程度は対応できるのではないかなという

ふうには思っています。

もし、また、現場サイド含めましていろいろな要望があれば、いろいろな予算のチャンスもあると思っておりますので、また、そういった要望を踏まえながら検討をさせていただきたいと思っております。

○合原委員 ありがとうございます。私が申し上げたかったことは、せっかく、私も30年林野行政とつき合っておりますので、とてもいい企画とかいろいろな予算を取っていただいて、でも結果、それが実効性がどうしてうまくいかないんだろう。実効性をうまくやるためには、やっぱり構造的な問題だとか、今の林業を民有林を支える構造的な問題、そこら辺の仕組みが硬直化していればお金がうまくきれいな血液として流れていかなくて、結果、その効果が思ったよりうまくいかないとかというのが往々にしてあるので、今回はこのすばらしい定額助成というものを、すばらしい血液というか、きれいな血液にして流して日本の森を活性化する、それから地域を活性化する方法をぜひお願いしたいと思います。

○櫻井会長 よろしいでしょうか。

じゃ、倉沢先生。

○倉沢委員 この色刷りのA3の大きな用紙の右の下の方なんですけれども、「木材産業総合対策」という箱の中の下のほうに、違法伐採対策、新規に1億円というのが載っておりますが、これは確認ですが、海外からの、外国の違法伐採のことを念頭に置いていらっしゃるわけですよね。それは、合法的に伐採されたものであるという証明をしたもの以外は使わないようにという指導を、民間に対して行うというような意味の予算だというふうに理解したんですが、具体的にどのような形の。1億円というのはそんなに大きい金額ではないですし、ただ、そういう一種の、実際に指導というのはソフトの面だけでやるのであれば十分といえは十分なんですけれども、具体的にどのような方法でなさりたいのか。例えば、それにある種の罰則とまではいかないまでも、拘束性を持たせることまで考えておられるのかどうかというのを、ぜひ。

○櫻井会長 違法伐採木材ということでは、日本も海外からたたかれるという理由の1つですよね。日本がそういうことを保留しているから、違法伐採が横行するんだと。

○倉沢委員 そうなんです。私は、インドネシアのことをずっとやっておりますので、違法伐採して森林が世界一破壊されていく国の側から見ているものですから、すごく気になるもので。

○櫻井会長 これの違法伐採対策の具体的な中身について、ご説明をお願いします。木材利用課長、お願いします。

○岩本木材利用課長 木材利用課長の岩本でございます。よろしくお願いします。

この違法伐採対策1億円につきましては、国内とそれから海外で使う予算を合わせてこの金額になっております。

インドネシアのお話が出ましたけれども、インドネシアにおいては、今、トレーサビリティといいまして、現場の切り出したところで違法伐採されていないということを証明する方法について、具体的にこうすべきだということで取り組みをしております。

それから、国内対策としましては、グリーン購入法といいまして、政府が調達する物品については合法性が証明されたものと規定して進めています。これをもう少し民間にも広めていくために、民間における調達においても、この合法性証明がなされたものの調達を進めていこうということで、今回、新たに予算を要求しているところでございます。

○櫻井会長 あと、インドネシア以外の国に対しても何か考えているんじゃないかったですか。

○岩本木材利用課長 インドネシア以外につきましては、ITTOという国際機関がございまして、この国際機関を通じまして、違法伐採にならないような森林経営ができるよう、プロジェクトを今進めております。

○倉沢委員 インドネシアの場合のトレーサビリティで切り出しの現場からおっしゃいましたが、具体的にどのような形で日本は対応するのでしょうか。

○岩本木材利用課長 具体的には、この違法伐採を防止するということで、トレーサビリティといいまして、二次元バーコードをつけて、その木材を流通させるということをやりたいと考えてございます。仕組みそのものについては、既にインドネシアの企業ですけれども、開発は終わっています。

開発された情報システムを活用しまして、実際に例えばトラックで運ぶ場合、あるいは川で運ぶ場合に分けて、実証事業を3年間かけて確認しているところでございます。

○倉沢委員 ありがとうございます。

○櫻井会長 よろしいでしょうか。

それでは、足本委員。

○足本委員 税金のことに戻るんですけども、私は長伐期、超長伐期という材木について、森林で200年、300年の規模をどうやって維持させるかという活動にもかかわっておりますけれども、そういう方々に伺うと、評価額に高齢木になると毎年2%ずつ課税負担がかかると伺ったんですけども、そこら辺の見直しというのはされないのでしょうか。

○櫻井会長 高齢の林で税金が毎年かかってくるという話ですか。

○足本委員 高齢木の木に関しては、そういった……

○櫻井会長 それについて、企画課長、お願いいたします。

○牧元企画課長 今、ご指摘がございました、高齢木についてだけ何かプラスアルファで税金がかかるというのは、ちょっと申しわけございません、承知をしていないのでございますけれども、今、税金についてその評価の問題でございますが、これはかねてから林地の評価、それから立木の評価、それぞれ適正化すべきではないかというようなご指摘をいただいております、我々もこれまで、国税庁といろいろと協議をして、適正化を図ってきているところでございます。

その中で、立木については、何年か前に見直しが行われまして、かなり適正化をされたのではないかというふうに我々伺っているところでございまして、今、問題になっているのは、むしろ林地の評価が高過ぎるんじゃないかというようなご指摘を、経営者の皆様方からいただいているところでございます。このあたりのところは、いろいろな団体にご協力いただいて、実際の売買取引価格とその評価額を地点ごとに比較をいたしまして、それぞれ突き合わせて売買価格の方が評価額よりも低いようなときには、これはおかしいのではないかというようなことで国税庁に申し入れをしているところです。このようなことで、少しずつではございますけれども、評価の適正化を図っているところでございます。

○櫻井会長 よろしいでしょうか。まだあれば、もう少し細かく聞いてもよろしいですが。

○足本委員 その2%という数字は、まだまだ動く。動かないということなんでしょうか、林地の評価に関して。

○牧元企画課長 今、直接ご指摘がありました2%の評価というのは何を指すのかというのはちょっとわかりかねますので、そこはちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○足本委員 わかりました。私も……

○合原委員 多分、足本さんがおっしゃっている2%というのは、三、四年前、立木の評価を下げたときに、幼齢木を中心にしたんですね。なので50年以上とか100年以上の評価については、年ごとに評価が上がっていくわけです。実際、原木の現状を見ますと、100年ぐらいまでの木は、45年以上の木とほとんど同じ値段でしか売れないというマーケットがございますので、そこら辺も、ただ高齢級に持っていくために必死で踏ん張っても評価は上がっていくし、そうすると相続の心配もございますし、結果的にということで足本さんはおっしゃっているのかなと思ったんです。

現実には2%ずつ上がっていくんじゃないかと、結果的に2%ずつ評価が上がっているんじゃないかと。なので200年生の木を育てるにしても、国有林じゃなくて民有林であれば、それに対す

る対価というのが所有者にかかってきますので、とても持続的に森林を守っていけないというのが今現状なので、そういうところの評価の、まだスローガンとビジョンと今現在の税制との乖離という問題があると思います。

○櫻井会長 つまり、評価レベルが、質が上がるから値段が上がるだろうというのにあるけれども、現実には質が上がるが林齢が上がるが市場価格は大きく変わらないんだから、税金だけ取れるんだから、あなたは持っているだけだよということですか。

○合原委員 持ちこたえるためには、ずっと時系列がございますので……

○櫻井会長 売ったときにだけ税金をかけるようにしてほしいんだと、それ、あちこちである話なんですね。

○合原委員 難しいんですね。

○櫻井会長 その辺、はい、恐れ入りますが。

○牧元企画課長 今、ご指摘のありました評価の関係につきましては、いずれにしる相続税の関係で効いてくる話ではないかというふうに思います。先ほどの繰り返しでございますけれども、相続税制自体どうするのかということは、またご議論があるところでございますが、それは別に、評価の問題についても、これまでも経営者の皆様方からご意見を聞いて、国税当局に申し入れられるところは申し入れているわけでございますので、今、お伺いいたしましたお話も含めまして、経営者の皆様方から幅広くご意見を頂戴いたしまして、働きかけられるところは働きかけていきたいというふうに思います。

○櫻井会長 よろしいでしょうか。林野の施策の中にも、長伐期、超長伐期を推進するというのが載っておりますので、やりやすいような格好で、今後ともご協力をお願いしたいと思っています。

ほかにございますか。どうぞ。

○横山委員 2点確認というか教えていただきたいんですけども、1つの方向として、路網整備等で労働生産性を向上させ、生産コストを下げ、産業育成をしたいという方向がある。これは労働生産性の向上ということは、人手がかからなくて林業を営めるというような方向と。それから、グリーンニューディールじゃないんですけども、環境保全をしながら地域活性、雇用創出ということで「緑の雇用」ということがあって、これはどちらかというと、労働生産性の向上とはベクトルが違う方向で、労働をどうにか集約的に使うような産業としての期待というのが林業にあると。

この2つをどうやって調和させていくのかということのグランドデザインみたいなものをど

ういうふうを考えられているのか。やっぱり路網整備は必要だと。その一方で、雇用創出も必要だと。そうすると、どうしても公共施設等における国産材利用等のその中、需要そのものの、市場そのものの育成をどこかで視野に入れないとなかなか難しいのではないかと。その点をどういうふうにお考えになっているのかということについて、今後、教えていただきたいというふうに思っているという1点ですね。

それからもう1つは、定額的な現金で施策を動かすのと、それから現物というのでしょうか、その事業として動かすのと、どちらがよりよいと考えるのかといったときの政策判断基準がどうなのか。先ほど、定額で助成しますということの話と、それから事業を展開するということと、どちらがより望ましいのかということについて、総合的な観点で判断できる、そのよしあしをですね、そういうものはあるのかどうか。

この2点について、どこかで教えていただけたらと思います。今すぐご回答でなくても結構です。

○櫻井会長 今の話ですが。

○内藤林野庁長官 まず、労働生産性と環境保全との関係でございますけれども、私どもは林業、それから木材産業については、これから相当産業規模を拡大できると思っております。ただ、そのためには、事業量、事業を拡大しないと、産業規模は拡大せず、雇用に結びつかない。そのために、まず林業等の観点からいえば、路網と高性能林業機械でコストを下げていけば、まだまだ事業量は拡大する。事業量が拡大すれば、それは雇用に結びつきますし、山元にも利益は還元できる。

そうすると、木がたくさん伐られることになるが、需要先がない、出口がなければ、値崩れになってしまいます。今の木材需要、国産材利用率が22.6%、従って、まだまだ8割近くは外材でございますので、この国産材の需要拡大ということを進めていけば、出口もきちんと確保できる。

ただ、そのときには当然流通加工、こういうところもきちんとコスト削減をしていかなければ外材と競争ができません。山元から伐採、搬出、それから加工流通、すべての過程でコスト削減というシステム改善をすれば、国産材の需要を拡大して産業規模が膨らんでいく。さらにそれに、今の木材の伝統的な利用以外にも、チップですとかそういうエネルギーとしての利用、さらにはエタノールとか新素材とか、こういった新分野も開拓すれば、当然産業規模が膨らむ。ならば雇用も大きくなります。

他方、今、雇用の不安ということではいろいろ、当面の対策としての問題がございます。その

ときに、環境ですとか、先ほど言いました境界確認ですとか、そういったまだまだやらなければいけないところがございます。これは、民間でやるというのは難しいわけですから、そこは財政負担で当面の雇用確保というものを図りながらやっていかなければいけないだろうと。それは当面の対策だと思っております。

ただ、我々が森林・林業についての産業規模を拡大して、雇用機会を拡大していけば森林も整備され、緑、環境保全というものにも結びついていく。これはしかし、いわゆる時間のかかる話でございます。

2点目はですね……。

○小山林政部長 2点目の定額助成の関係でございますが、これは、助成方式の話でありまして、いわゆる補助率補助方式と定額補助ということでありまして。補助率でしたら国が50%、受益者負担が要るんですが、定額だったら必要ないというか負担が軽くなるという趣旨でございます。

○櫻井会長 よろしいでしょうか。

それでは、まだまだいろいろとご意見あると思いますが、全体の議事運営もございまして、引き続き次に、森林整備保全事業計画の策定について、これも事務局から説明をお願いいたします。

○矢部計画課長 計画課長矢部でございます。

森林整備保全事業計画の素案についてご説明をさせていただきます。お手元の資料でございますが、資料番号4-1「森林整備保全事業計画の策定について」、それから資料番号4-2「森林整備保全事業計画（素案）」、それから資料番号4-3、素案の「新旧対照表」、資料番号4-4「成果指標の概要」、この4つの資料を使いましてご説明をさせていただきます。

きょう、初めての委員もおられるので、まず森林整備保全事業計画の位置や現行の計画の概要についてまずご説明し、続いて新しい計画の内容についてもご説明をさせていただくという形をとらせていただきます。

それでは、お手元の資料番号4-1、「森林整備保全事業計画の策定について」をごらんいただきたいと思っております。

1ページをお願いいたします。これが日本の森林計画制度の体系を示した図で、まず、森林・林業基本計画がございます。これは政府が決定をいたします。これに即しまして、農林水産大臣が全国森林計画、これは15年を1期とする計画でございます。国の森林関連政策の方向

や地域森林計画などの規範となる計画です。これは、昨年の秋に林政審議会に答申をいただき閣議決定をいたしました。平成21年度から新たな全国森林計画がスタートをすることになっております。

その右側が、今回ご審議をいただきます森林整備保全事業計画です。全国森林計画の最初の5カ年間ににつきまして森林整備事業、治山事業、この2つの公共事業に関する5年間の事業計画でありどういった公共事業を展開していくのかということを計画するものです。

全国森林計画の下には、民有林については都道府県知事がつくる地域森林計画、国有林については森林管理局長がつくる国有林の地域別の森林計画という計画制度になっております。

2ページをお願いいたします。これまでの計画の変遷をここに載せておりますが、現在の森林整備保全事業計画は、平成16年から20年を計画期間としております。一番下の「長期計画」のところをごらんいただきますと、平成16年以前は、森林整備事業につきましては森林整備事業計画、治山事業につきましては治山事業計画、それぞれの公共事業の計画でした。これが、平成16年に一緒になり、森林整備保全事業計画となっております。

それから、従前の計画であれば投資量、要するに政府が幾ら5年間で投資するのかという投資額について計画しておりましたが、平成16年以降の計画におきましては、事業を実施することによってどのような成果を期待するのか、そういう成果を目標として示す計画になっております。平成16年から5年がたちましたので、来年21年度からの5年間の計画を現在検討している状況です。

3ページをお願いいたします。3ページは、現行の計画の概要です。大括りの構成といたしまして、最初に基本的な方針を持ってきております。

2番目は「実施にあたっての留意事項」として6項目ほど計画を掲げております。

3番目は「事業の目標と主な成果指標」です。目標につきましては、「安全」の観点として国民が安心して暮らせる社会の実現、2つ目は「共生」の観点として森林と人とが共生する社会の実現、3つ目は「循環」の観点として循環を基調とする社会形成への寄与、4つ目は「活力」の観点として活力ある地域社会形成への寄与という4つの目標を掲げ、その中に合計8つの成果指標により構成したものとなっております。

この成果指標は、新たな計画におきましては、昨年の春に林政審議会の施策部会のもとに森林整備保全小委員会というものを設置いたしました。昨年の12月には本林政審議会におきましても骨格についてご説明いたしまして、さまざまなご議論をいただきました。

4番目は「主な事業量」ということで、森林整備事業、治山事業ごとに事業量を計画すると

いう構成になっております。

4ページをお願いいたします。これが現行計画の成果指標の中身です。先ほど8つと申し上げましたように、それぞれの目標について19年度見込みまで現在出ております。それぞれ目標に対して、「概ね達成」「達成見込み」ということで、順調に事業が執行されていることが見てとれるのではないかと考えております。

5ページをお願いします。現行の計画を実行してまいりまして、いろいろな情勢変化がございました。これら情勢変化を踏まえた検討課題をここに整理してございます。

1つ目は「国民ニーズに応じた多様で健全な森林の整備」です。いろいろな森林の機能に対するニーズが多様化しており、さらには、森づくりについても育成段階から利用段階に移行する中で、どういった森林に誘導していくのかといったことが求められる時期に来ているということです。

2つ目は「安全で安心な暮らしを守るための森林の保全」です。最近の温暖化などの状況によりまして、一時期に大量の雨が降る、要するに時間雨量が以前に比べると非常に大きい雨の頻度が高まっていることから、それに伴いまして、山地の崩壊といったものも非常に激甚で1回当たりの被害が大きくなっている状況にどう対応するかということが求められております。

それから、右側が「京都議定書の目標達成のための森林の整備」ということで、これも予算のところで申し上げましたが、我が国の温室効果ガスの削減目標6%のうち、3.8%については森林吸収量で確保するということになっております。これに向けた森林の整備をしっかりやっていく必要があります。

6ページをお願いいたします。

それから、「生活環境の保全や環境教育など森林の総合的な利用」という課題も大きくなっており、こういったものについても的確に対応していく必要があります。

それから真ん中のところですが、「国産材利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生」です。現在、自給率が2割程度ですが、近年、これが上昇する傾向にあります。こういった中で、国内の充実しつつある森林資源をいかに有効に使っていくのか、そのために効率的な林業生産体系をつくっていくことが課題になっております。

それから一番右の「森林を支える山村の活性化」です。現在、山村の状況が高齢化、過疎化が進んでおります。こうした中で、山村の活性化を図ることが林業の活性化にもつながっていくことになろうかと思えます。

次に7ページです。これからが新しい森林整備保全事業計画の枠組みになります。

基本的には、目標については、現行計画の4つの視点、これを踏襲したいと考えております。「安全」、「共生」、「循環」、「活力」ということですが、これに加えて、目標の中で、「地球温暖化対策の着実な推進」についての位置づけをしていきたいと考えております。

それから、現行計画では6つの留意事項がございましたが、次期計画におきましては、これに加えて、(4)の「低炭素社会づくりへの対応」、(6)の「入札及び契約の公正性・透明性の確保並びに品質の確保」の2つの項目について新たに追加したいと考えております。

8ページをお願いいたします。新たな成果指標ですが、4つの大きな目標の中に次の計画でも8つの成果指標を設定をしたいと考えております。

まず、「安心」では、「国土を守り水を育む豊かな森林の整備・保全」ということで、機能が良好に保たれている森林の割合を指標にして、これを高めていく目標値を設定したいと考えております。

それから、「山崩れの復旧と予防」です。これについては、山地災害防止機能等が確保される集落の数、これは現行の計画と基本的な考え方は同じですが、この集落数をふやしていく目標を設定していきたいと考えております。

「共生」では、「森林の多様性の維持増進」ということで、多様な森林をつくっていくために、育成単層林から育成複層林へ誘導し、これが全体に占める割合を増加していくことを考えております。

それから、「身近な生活環境の保全」という指標では、我が国の海岸林あるいは防風林の総延長をきちっと確保していく指標ですが、これは現行の指標と同じです。

それから、「森林環境教育の参加」ということで、これは環境学習や森林づくり活動に利用するための森林空間の維持を図り、その参加人数をふやしていこうという目標値をとっていききたいと考えております。

次に、「循環」ですが、ここでは「森林資源の循環利用の促進」という指標といたしまして、供給可能となる育成林の資源量をきちっと数値で定めまして、森林・林業基本計画に掲げております平成27年の木材供給量、2,300万立方メートルに応じた資源の利用可能量をふやしていくという形にしております。

次に、「活力」ですが、これは「森林資源を活用した地域づくりの推進」ということで、道路をつくることにより資源が利用できる、そして実際に利用している流域の数、これをふやしていくという指標にしたいと考えております。

それから、「山村地域における居住環境の向上」につきましては、居住地域周辺の森林や生活

環境の整備を図ることによって、恩恵をこうむる方の数をふやしていく指標としたいと考えております。

9 ページをお願いいたします。ここでは、現行の計画とどう変わってきているのかということとを少し説明させていただきたいと思います。まず、「安心」の「機能が良好に保たれている森林の割合」ですが、これについては、現在の計画では3 齢級から9 齢級の育成林のうち、良好に保たれているものの割合をふやしていこうという形で整理しておりますが、最近の森林整備に対する事業の対象齢級が高まっていることを踏まえまして、3 齢級から12 齢級の育成林において機能が良好に保たれている森林の割合を目標にしたいと考えております。

なお、前回の審議会の中で、この指標の考え方が非常にわかりづらいというお話がございましたので、これについて補足的に説明をさせていただきます。

資料番号4-4をごらんください。2 ページをお願いいたします。ここに、「水土保持機能が良好に保たれている森林の割合の考え方」というものがございます。この指標について簡単に説明をさせていただきますと、まず、機能が良好に保たれている森林を一番上の緑のところ、「土壌侵食の恐れが少ない」森林とまず考えました。その土壌侵食が少ない森林というものはどういう状況なのかということで、いろいろ考えてみたところ、森林内の下層植生、つまり下草ですが、この被覆率と非常に相関があるということがわかってまいりました。下層植生の植被率が40%を超えますと、土壌侵食がほとんど発生していないという状況がわかります。

それで、この下層植生の被覆率が40%以上になるような密度管理をすることが重要であろうということで、その密度管理をする上でとりました指標が「胸高断面積合計」と書いておりますが、これは樹木の地上1.2メートルのところで輪切りにした場合の断面積で、その1ヘクタール当たりの総合計面積が下層植生の被覆率に非常に影響を与えているということがわかってまいりましたので、この胸高断面積合計を一定の面積以下に保つような密度管理を行うことによって、結果的に機能が良好に保たれると判断いたしております。

それは、樹種やその林齢によりまして胸高断面積合計の線引き点が変わって参りますが、スギの3、4 齢級であれば、胸高断面積合計がヘクタール当たりで27平方メートルを下回っていれば下層植生が比較的良好に繁茂して、結果として土壌侵食のおそれが少ないということになります。これが1 つ目の指標です。

それから「安心」の2 つ目です。これは、「周辺の森林の山地災害の防止機能が確保される集落数」、新しい計画のもとでも同じものを使っていきたいと考えております。

次に「共生」ですが、これは、現行計画では「針広混交林などの多様な森林への誘導を目的

とした森林造成の割合」としてありますが、これを育成複層林に着目いたしまして、育成林全体に占める育成複層林面積の割合を指標としてこれをふやしていくという考えです。

それから、海岸林、防風林の総延長につきましては、基本的に現計画と変更はございませんが、新たに保安林に指定をされた海岸林がございますので、7,000キロが7,300キロにふえております。これをしっかり確保し、保全することを目標にしております。

次に、10ページです。「共生」の3つ目です。これは、現行計画ではバリアフリーに配慮した歩道が整備された森林、要するに整備したところで利用できる対象人口ということで非常に大きな人数になっておりましたので、これは現状を踏まえた形になっていないのではないかとのご意見をいただきましたので、ここでは、実際に環境学習などのための施設を整備して、それによりまして、当該森林を利用できる人数を44万人から50万人にふやしていくという考えです。

前回は花粉の指標もお示ししておりましたが、委員から余りにも悠長な指標でいかがなものかというご意見がありましたので、これについては、指標から外しまして、本文の中で文章で書き込むという形にさせていただいております。

それから「循環」ですが、これは、現行の指標の表現方法を見直すということで、林道などを整備することによって供給可能となる育成林の資源量を1億6,000万立方メートルふやすという指標で、森林・林業基本計画で定めております2,300万立方メートルという年間供給量の5年分がふえるということにしております。ここでは、単に5年分ふやしたということになりますと、基本計画の目標が変わるとそれも変わるので、実数値も入れておいたほうが良いという横山委員からご意見をいただきましたので、実数値もあわせて目標値にさせていただいております。

それから、「活力」ですが、これについては、現行では成長量の5割以上生産している流域をふやすという形でしたが、これについては、現行の森林・林業基本計画の目標値と森林の成長量の関係から、その成長量の約4割が使われている流域を現在の30流域から80流域にふやしていく指標にしております。

なお、成長量を上回って伐採、供給をしているところについては除外するという形をとっております。

それから「活力」の2つ目です。これについては生活環境の整備について、対象となる森林整備を追加した指標を検討することとして、5年間で約210万人の山村地域の住民を対象としまして、居住地周辺の森林、それから生活環境施設の整備といったものを行うことを指標にして

おります。

11ページ以降は、指標を簡単に図式化したものと、主な施策を並べているものですので、省略させていただきます。

それから15ページが留意事項となります。現行計画から4番と6番、この2つについて追加をしております。

それから16ページは、今後の策定スケジュールです。小委員会、それから12月の林政審議会でご審議いただきましたので、本日は素案の提示をさせていただきました。これを踏まえまして再度整理した上で、パブリックコメントを行うとともに、関係行政機関や都道府県知事の意見をお聞きし、3月下旬の林政審議会でご答申をいただき4月中に閣議決定するというところで考えております。

素案本体につきましては、資料番号4-3の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。ここで主な変更点を申し上げたいと思います。

まず、第1の基本的な方針でございますが、これについては、昨今の状況の変化、あるいは文言の修正をさせていただいております。

次に森林の整備及び保全の課題というところの下、2ページの後段部分です。地球温暖化の防止といった国民のニーズも踏まえて多様な森づくりを行っていくことが必要であるということや、本格的に森林資源が利用可能となる段階を迎えているということ、それから、低コストの作業システムをつくっていく必要があるということ、それから山村の問題、こういったものについてしっかりやっていくということを書き加えております。

留意事項については、従前はこの「基本的な方針」の中で書いておりましたが、順番を変えて後ろに移しております。

5ページをお開きください。第2の「事業の目標及び事業量」です。ここで先ほどご説明をいたしましたそれぞれの目標と成果指標について記述をさせていただいております。

6ページをお開きいただきますと(2)「共生」の「実施の目標」です。この中で、前回、浅野委員からバリアフリーへの配慮について発言がございましたので、ここで「ユニバーサルデザインにも配慮した」という表現をつけ加えさせていただいております。

それから、7ページの半分から少し上のほうに「森林環境教育の推進」がございます。ここでは、青山委員から、都会の子どもたちだけを対象にするのではなくて田舎の子どもたちも対象にすべきではないかというご意見がございましたので、今回の指標では、全国の子どもたち

を対象とした数字という形での指標に直しています。

目標は15年先までに2回ということについても見直しまして、この計画の期間である5年間に小学校から高校までに2回の教育機会を得られるということを目指しております。

それから、7ページの一番下の「森林資源の循環利用の促進」のところですが、先ほどもご説明いたしましたが、何年分ということだけではなく、実数値の1億6,000万立方メートルや2,300万立方メートルというものを入れることによって指標数値の継続性が確保できるよう、横山委員のご意見を踏まえさせていただきました。

それから8ページです。(4)の「森林資源の活用」、いわゆる活力のところですが、「実施の目標」のところに、「森林景観の保全等に配慮しつつ」ということで、景観の問題について青山委員から前回ご指摘をいただきましたものを踏まえさせていただいております。

それから、その下の「目指す主な成果」の「森林資源を活用した地域づくりの推進」の中で、海瀬委員から、伐採後の更新の問題も触れる必要があるのではないかということで、「間伐等の適切な実施や伐採後の的確な更新を図り」という文言を入れさせていただいております。

それから12ページをお願いいたします。これは、事業実施に当たっての留意事項ですが、「ソフト施策との連携」の上半分の最後になりますが、花粉の問題については指標から落としましてここに留意事項として明記をする形をとらせていただきました。

それから、さらに海瀬委員から、シカの問題も記述すべきであるというご意見をいただきましたので、ここで記述をさせていただいたということでございます。

以上が素案の中で前回ご指摘をいただいた部分について反映を行った点ですので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○櫻井会長 どうも詳細な説明ありがとうございました。

昨年来まとめてまいりました、全国森林計画に対する森林整備保全事業計画、この中身でここで実際にこういった目標を立てて施策を運営していきますという、いわば宣言ですね。会議の中ではできることを目標に掲げてどうするのかという意見もありました。できないことを目標に掲げたらもっとどうするのになってしまうし、これはそうではなくて、政府の決意表明であるということで、いろいろなご意見をいただいて、ここまでつくってきたということでございます。

資料4-1の最後に載っておりますように、このような格好で今後のスケジュールを進めていきたいということで、ここでこの審議会で森林整備保全事業計画をこのように進めてよろし

いという許可がもらえますと、パブリックコメント、それから実際に実行に移していくという手順が進められております。皆様のいろいろなご意見、ご質問を受けたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○恵委員 新たな成果指標のところ、資料4-1の10ページ、非常にわかりやすくなっていますし、先ほどのご説明での成果指標の内容もうまくプレゼンができていて、なるほどなということでした。了解しやすいと思いますが、8ページの一番上の「国土を守り水を育む豊かな森林の整備・保全」のところでの成果の目標、成果指標の値が森林の割合のパーセンテージで表記されています。1つ置いて、「森林の多様性の維持増進」のところでは、10%、約7万ヘクタールという実数値が併記されています。このように、一番上の「国土を守り」というところではパーセンテージ表記だけが一番やりやすいのか、実数表記というのはなかなかまだ難しいのかどうか、このあたりを教えていただけたらと思います。

○櫻井会長 今の質問に関連してございますか。なければ、事務局のほうからの説明をお願いします。

○矢部計画課長 それではお答えをいたします。

基本的にこの公共事業の計画につきましては、冒頭申し上げましたが、平成16年に成果指標、つまりアウトカム指標を用いなさいということが決定されております。いろいろな試行錯誤をしながら、どういったものがアウトカム指標と言えるのかということになりまして、どのくらい整備をしたかという面積をストレートに書くというのはかなりアウトプットの的な目標になるのではないかとということで、ワンクッション置いてパーセント表示にすれば少しでもアウトカム目標に近づくのではないかとということでパーセンテージ表記にしております。

ただ、実数値も必要であるということであれば、補足的に実数値を設けるということは可能かと考えております。

○櫻井会長 9ページのこの右上の表です。「1～5」「6～10」「11～15」と書いてあるものを、まとめて1齢級、2齢級、3齢級と呼んでいるわけです。3齢級から12齢級まで、それぞれの齢級の上に書いてある数字が、3齢級、11から15年ですと23万ヘクタール、これを足し算全部していきまして、71%掛けると数字が出てくる。これはもう数字が出てきているんですが、表として。ですからそういう形で何万ヘクタールと書いたほうがいいのか、計算して71%から79%と書いたほうがいいのか、そんなところではないかと思うのですが、いかがでしょう。

○恵委員 非常に画期的であるということと、そしてもう一つの成果指標設定のデータの考え方というのが皆さんにわかりやすく、胸高断面積を合計してというような下草に対する考え方

とか、そういうことが非常に画期的なので、そういう概念と合わせて実数値のイメージもまぜたらどうかと思ったので、そういう意味では国民の皆さんが関心を持っていただきやすい情報の数値が何なのだろうかという観点から申し上げたので、この点が興味はある人には数値があったほうがいいかなということでした。

○櫻井会長 いろいろなベースがありまして、先ほどの3から15齢級が、13齢級ですか、27平方メートル。1ヘクタールの中で、大体スギであれば最大限1%ぐらいまで断面積が集まるのではないかと、シズエ先生が言っているんですね。そうすると100ヘクタール、100平方メートルですが、現実の林で混んでいる林、混み過ぎた林というのは80平方メートルぐらいある。理論上というか、実際にやっている60平方メートルぐらいの林というのが多分いい林と、すごい材木がある林だと見られるのですが、小さな木の場合には、いっぱい集まらないので27というのはそんな数字かなということが今までの調査で出てきたようです。特に、全国1万6,000点を調べた結果というものをベースにこれをつくってきたということですので、それはそれで妥当というような話をこの前いただいたと思います。

あとのことに関しては、事務局とも相談してみることとして。

ほかにございますか。鮫島先生、お願いします。

○鮫島委員 今回から加わりましたので、ちょっと新参者で的外れであると思うような質問かもしれないのですが、いろいろ興味深く見させていただいたのですが、一つ京都議定書の、要するに3.8%を森林で吸収するということで取り上げられているのですが、これは今、第1期の目標達成の時期にあると思うのですが、実際、林野の側としてはどういう形で今、まだまだ目標どおり進められているのかどうか、その辺もお聞きたい。

それから、そろそろポスト京都議定書の枠組みがだんだんできてくる、これから検討されていく時期になるかと思うのですが、その先を考えて、林野としてどういうふうにとられていられるのか、少しそのあたりを確認させていただきたいと思います。

○櫻井会長 森林整備保全事業計画のほかに林野庁の政策はたくさんあるわけですが、そういったものも踏まえて今の話として進められているのか、事務局からお願いします。

○矢部計画課長 それではお答えいたします。

京都議定書の達成に向けまして森林吸収源対策がどう進んでいるのかというご質問と思います。先ほどの予算の資料番号1ですが、これで林政課長からご説明をさせていただきましたように、3ページ目に、「森林吸収目標達成に向けた平成21年度の対策について」という経過がございます。ご承知のとおり、6%削減約束のうち、1,300万炭素トンについては、日本において

は森林吸収量としてカウントしてもよろしいですよと、認められております。その1,300万炭素トンというのが6%のうち3.8%に相当するということです。

これで考えていきますと、従来の森林整備の投資額でいきますと1,300万炭素トン、2008年から2012年の5カ年間の平均でございますが、そこで1,300万炭素トン確保すればよろしいわけですが、従来のままいきますと、1,300万炭素トンのうち110万炭素トンはどうしても届かないという状況でございます。

そこで、その110万炭素トンを追加的に確保するためにはどうすればいいかということで、できるだけ京都議定書の第1約束期間になる前から森林整備の量をふやしていくということが重要であろうということで、2008年の1年前、2007年度から追加的に森林整備をする財源を確保いたしまして、従来、間伐でいきますと35万ヘクタールベースで行ってきたものを、追加的に20万ヘクタール行うということにいたしまして、55万ヘクタール年間実施をするという体制をとったわけでございます。

これが、先ほどの予算のところで申し上げました19年度の取り組み、20年度の取り組み、21年度についてもおおむね財源的には確保できた。こういったペースで実施していけば、第1約束期間終期までいきますと、その5年間の平均で1,300万炭素トンを確保するだけの整備量はできるのではないかとこの考え方で現在進んでおります。

それから、ポスト京都の話ですが、これにつきましては、今年末、デンマークでCOP15が開催をされることになっておりまして、ポスト京都、次期枠組みを決定しようという段取りになっております。

これに向けまして、これまでもこういった形の吸収源の考え方がいいのかいろいろな場面で議論してまいりましたが、我が国といたしましては、できれば現在のような形での決着というのが一番好ましいということで、関係各国と議論しているという状況でございます。まだ最終的にどういう形になるかということは決定しておりませんので、それに向けて頑張っていくということと考えております。

○櫻井会長 ありがとうございます。

○鮫島委員 そうしますと、肅々と目標達成に向けて事業、施策に取り組んでおられることという理解なのですが、今20万ヘクタールを追加間伐すると、これは資源としてはどのくらい出てくるということになるのでしょうか。間伐をすると当然木材資源が出てくるわけで、それを後、利活用、その辺についても全部つながっていくのでしょうか。

それから、あと温暖化対策もいいのですが、やはり経済効果というのともあわせて考えていく

ということが非常に大事だと思うのですが、その辺とのつながりはいかがでしょうか。

○矢部計画課長 それではお答えいたします。

20万ヘクタールの追加の間伐を単純計算しますと、1ヘクタール当たり40立方メートルの間伐をしますと800万立方メートルが伐採されるということになります。従来の35万ヘクタールの分についても、一定程度切り捨て間伐というのが行われておりまして、林内に放置されている分が相当あるだろうと考えておりまして、追加でこれだけ伐採をするということになりますと、その資源をどう使うかということが非常に重要になってまいりますので、実は今回も2次補正におきまして、先ほど整備部長からも申し上げましたが、路網整備の予算をかなり確保いたしまして、できるだけ作業道をつくって路網密度を高める、それによって従来、運び出されてこなかった間伐資源を運び出してこようと考えております。それをいろいろな形で、バイオマスも含めて使っていけるような体制をつくっていかうということで、川下対策としても積極的に取り組んで、全体の中でうまく回るようにしていく。要するに間伐だけをやればいいということではなくて、間伐によって生産される木材をきちんと使っていく体制をつくろうということで鋭意頑張っているところでございます。

○櫻井会長 大分時間も押し迫ってきましたので、皆さんの意見をいただきたいと思います。

○浅野委員 非常に単純といいますか素朴な質問というか疑問なんですけれども、私、昨年度もこの途中経過を聞かせていただいております、約1年かけてこれを小委員会のほうでもんでいただいて、ほぼこれで決定という形になると思うんですね。これに関しては私、何も異議はないんですが、昨年の秋の世界的な恐慌といいますか、これが全くなくて、淡々と林野庁は進めていますみたいな感じが私はして仕方がないんですね。それはそれで、向こう5年間のことだからいいんだということでもいいのかなと、何回も私、見直していたんですが、これは発表されるのがもう今年の春で、向こう5年間となりますと、私、半年や1年で日本の状況が改善されるとは思わない中で、柱はいいんですが、例えば安心であるとか活力とかというところがパブリックコメントを出されたときに、国民が何か非常に期待をしながらこれを読んで、何か希望がここにあるんじゃないかと思ったときに、実は私たちは1年前と何も変わらず文言が進んでいったというのは、何か私がここに座っている者として、もう一言何か前の文言か何かで入れておいたほうがいいんじゃないかなというふうに素朴に思いまして、ちょっとご質問といいますか。

○櫻井会長 まず、いろいろ意見をいただきます。では、青山委員。

○青山委員 ちょっと全く違う視点なので、大変恐縮なのですが……

○櫻井会長 とりあえず皆さんの意見をいただきまして、後で答えられるものは答える、答えられないものは持ち帰るということにさせていただきます。

○青山委員 恐れ入ります。いろいろご配慮いただきましてありがとうございます。

1点は、ちょっと予算との関連でお伺いしたいのですが、国土の人の生活の安心・安全という部分の治山対策において、最近は大規模になっておりまして、ここに力を入れていただくというのは大変結構なことだと思っておりますが、予算を拝見すると、治山事業というのは、全体的にそうなんだと思いますけれども、減少傾向にあるわけですが、この辺はコストの縮減とか、そういった森林整備という関連でこういった治山対策は今まで以上に力を入れていかれるということで受けとめてよろしいのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○櫻井会長 ありがとうございます。では、引き続き。

○合原委員 先の項目と少し関連があるんですが、循環利用の資源の問題なんですが、丸太ベースで一応挙げていただいているんですが、先ほど浅野委員がおっしゃったように、木材・林業地域の現場では、やっぱり需給調整という問題は常に、国産材は残念ながらグローバル経済の中で一番日本の資源として波にもまれている。その調整は全然国家はやっていただいているんで、私どもは長い間、荒波の中で闘ってきたわけなんです、ここではやはりこれから本当に循環型という形で、木材資源だけでなくチップ、バイオマス、いろいろな多様な森林資源を日本の国の資源として非常に基調に位置づけるのであれば、やはりこのところに国有林の機能としての需給調整というものをに入れていかないと、それ以外の民間の活力というのはなかなか持続的には不可能になっていく可能性があるのではないかと、今現在の私どもをめぐむ状況をかながみて考えますけれども、こういった形かわかりませんが、そこは非常に重要なことだと思います。

なので、浅野委員の指摘に、私もどういうふうに対応していただけるかというのを期待しております。

○櫻井会長 ほかに加えて。はい。

○早坂委員 木材の使い方なんですけれども、林野庁の中で今一番必要なことというのは、整備とかというのはこれはもう長年の歴史の中でかなり確立されていると思います。ただ、一番弱いところは、木をどうやって使っていただけるのかと、その部分が一番弱くて、例えば緑の

雇用にしても、すべて間伐にしましても、使ってくれるところがきちっと確保されていなければ、何にもお金になって返ってこない。ですから、この山村の疲弊にしても、すべてその辺に1点に絞られるのかなと。

実は、宮城県は去年はとても丸太が好調で、うちのキボウハンというものがありました。今は2分の1、生産量を半分に減らしているという状況で、そのほかに住宅の着工戸数がどんと落ちていきますので、東北だけではなくていろいろなところで木材がだぶついているというような状況にあります。

実は、先ほどこの住宅建築物における木材利用促進フォーラムというものをいただきまして、皆さんも見られているかと思います。これは、大変いい試みだなとは思いますが、お尋ねしたいのは、これはだれに向けているんでしょうかと。要は、実際に住む人なのか、使い手なのか。

先月も山形に行きまして、フォーラムがありまして、このフォーラムは一体どこを向いているんだろうかと。意外といろいろな人来ていただきたいというのはわかるんですけども、やっぱり使ってくれる人なのか、それとも生産現場で使っていただけるのかと。そういうものをきちっと把握しめないと、ただ出しても、主催者側だけがやったやったということになりかねないものですから、目標を定めていただきたいなと思いました。やっぱり、これから木を使うということが日本の森林を守るということで、一番林野庁の中で心していただきたいところだなと思いましたので、意見として申し上げます。

○櫻井会長 ほかにございますか。どうぞ。

○鮫島委員 私は、立場としては木材利用、要するに木を使っていく立場を代表して来ているんだと思うんですが、やはりすごく大事なことは消費者、今のご意見とすごく共通するかもしれないんですが、消費者のニーズというものを、やはり木に対するニーズというのはどうやって高めるか、そこをすごく考えていただきたいと思いますね。

それから、やはりその前にもやはり業界ある、3業界あると思うんですね。やはり木材の利用というのは、住宅等の構造材として使うというのは非常に私は大きいし、それから紙パルプ産業あります。今ちょっとバイオエネルギーばかりにちょっと偏り過ぎているんじゃないかなと思いますけれども、その辺、非常にバランスよくやっていかないと、ビジネスとしては成立しないと思うんです。

ですから、その辺をどうやって推進していくか、もうちょっと具体的にやはり方向をきちんと持っていただきたいということと、その場合、特に消費者ニーズをどうやったら拡大できる

か。そのためには、やはり森林環境教育もそうですし、木材利用に対する教育というものを、子どもだけではなくて、やはりお金を持って実際家を建てようと思っている大人を含めて、幅広く行っていくということは非常に大事じゃないかなというふうに思います。ですから、何かその辺を盛り込んでいただいて。

○櫻井会長 ありがとうございます。ほかにございますか。惠さん。

○惠委員 同じことかもしれませんが、資源として使うという、木材の価値をエネルギーの側から、例えば国の中で木材の資源に期待するなんていうのは、例えばエネルギー政策のほうでどのような位置づけがあるかとか、あるいはそういうこと、将来になるかもしれませんが、積極的に国の中にある資源がどういうふうに活用できているかという展望などは、むしろこちらの林政側からエネルギーとしての賦存量のようなものを積極的に政策的に位置づけて、国策として国の中の資源を使うのだという、そういう期間やキャンペーンやきちんとした試算やモデルというのをやっていく必要が別途あるのかなという気がいたします。ちょっと蛇足ですが。

○櫻井会長 あと、ご発言のない方。どうぞ。

○前田穰委員 いつも大変お世話になっています。今回、林政審議会への参加は特にありがたく思っております。

私、全国町村会の立場で、山村といいますかそれをつかさどっている者として、今、山村の状況というのが極めて厳しいと、そういう中で中山間地域としてやはり林業の振興というのが一番重要な部分を握っておるといっても過言ではないのではないかなと、こう思っているわけがあります。

そのようなことで、私たち、先ほどもちょっと今世界不況の中で、まだ都市と地方との格差というものが是正されないままに、やっぱり現実的には厳しい状況を迎えておるという面で、地方にとって、やっぱりこれから住宅産業というのがどう展開できるかというのが大きな地域経済の活性化という面では非常に重要な分野になってくるわけがあります。

そのような面で、今後、この不況の中でこの木材利用というものがどれほど拡大できるのか、こういうことを考えますときに、非常に心配をいたしておるわけでございまして、我々町村の立場で財政的に厳しい中で、住宅がある程度、新規住宅というのがどんどん住宅が建設されてまいりますと、その分また固定資産税もある程度確保できるという面で、我々はやっぱりそういう面での定住対策というのを進めながら、一方では山林の振興ということを考えますときには、木材の需要拡大ということにさらに積極的に取り組んでいかなきゃいけないと、こう思っております。

そういう面では、林政審議会の中で、出口論、先ほど長官のほうから産業という位置づけを展開しなきゃならんということで、もっともなことでございまして、それをやっていただくことで地域、基幹産業としての業として成り立っていく。しかし、出口がしっかり担保されないと、これはなかなか難儀なことではないかな。やっぱりそこに重点的に、この材価というものの安定供給ということが可能になれば、大体の施策というのは私は確立できるんじゃないかと、こう思っているわけございまして、我々行政をつかさどる者としても、この木材需要拡大ということにもっと積極的に取り組んでいかなきゃいけない。ある面では、公共事業は保護政策になるのかは知りませんが、ある程度何割かはもう木材を必ずその中に利用するんだと、こういうことの利用促進的な指導もあってしかるべきではないかな、また、そういう認識の中で取り組んでいくべきじゃないかな、こういう思いもいたしておりますので、厳しい経済状況の中で、木材産業あるいはまた住宅産業の振興につながる方向というものを、これから林野行政の中でさらにご支援、ご指導いただけるとありがたい、こういう意見を持っておりますことを一つ触れて参加させていただきました。おこがましいですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。ほかに。

○岡田委員 私は、お願ひみたいなことなんですが、各委員から出されたことはもっともで、できるだけ受けとめてほしいなど、こう思っております。

この予算のところの色刷りの重点事項を見ますと、今までのご意見をずっと受けとめられそうだなというそういう事業というのは、この左側の緑のところで見えていきますと、条件不利の森林の公的整備緊急特別対策事業75億円、これが大変目立つ事業だと思います。

ところが、それを中身を見ていきますと、このページの2ページ目に内容が書いてあるんですが、早い話は、森林整備法人対策になっておりますね、現実的には。そうではないんですか。

○沼田森林整備部長 それにも使えますということで、限定はしておりません。

○岡田委員 そうですね。

○沼田森林整備部長 森林組合等の事業体も使えます。

○岡田委員 もちろんそうだと思います。しかし、既に整備法人だとか林業公社については解散をしたり、いろいろなところがあつて、この枠組みでいくと、ひょっとしたら漏れてしまうような、そういう部分も随分出てきそうだなということが大変気になります。それをどこで救うんだろうというふうにこの予算をずっと見ていきますと、その下の充実内容の4番目、これあたりが救うのかなというふうに思うんですが、ところがここは大変救い方が厳しいですよ。

それともう一つは、特定間伐の促進計画は、市町村森林整備計画マターですよ。これが実は機能してくれると、本当は間伐というのはもっと出てくると思いますし、具体的に進むと思います。そういう意味で、この緊急の75億のところを上手に、やはり緊急の経済対策的なところも含めて、柔軟な幅のあるそういうこんな仕組みというのができるといいのかなというふうに拝見をいたしました。ぜひご検討をいただきたいと思います。

○櫻井会長 ありがとうございます。ほかにございますか。鷺谷先生。

○鷺谷委員 次の計画に基づいての今回の計画で、これでいいようには思うんですけども、もう少し根本的な見方としてなんですけれども、それぞれの機能、特定の機能を発揮させる森林という考え方が基礎になっていますが、実は同じ森林が多様な機能を持っているわけで、例えば森林と人が共生する社会の実現に寄与するような森林のうち生物多様性という面からの水準が高ければ、水土保持の機能なども高いことが期待されるわけですね。多面的機能という言葉がどちらかといえばスローガンになっていて、機能を科学的に分析・評価するところに基づいて計画が十分立てられているかという点、余りそういうふうにもなっていないような気がいたしました。

今回、水土保持機能に関して若干分析的に目標、指標などが明瞭になったということはあるんですけども、もう少し……先に育成複層林というのが提起されて、そこに余り十分な分析・評価なしにこういう機能が期待されるというふうに決めてしまっている面があるかもしれないんですけども、同じ整備などをするのであれば、やはり多様な機能、今は生態系サービスという用語を使って、国際的にはそういうものを認識するようになっていると思いますが、多様な機能の発揮。場合によったら、前に多面的機能に関しては経済的な評価なども林野庁のほうでなさったこともあると思いますが、同じことをコストをかけたときに、多様な機能を通じてどのぐらいベネフィットがあるかという視点も一方で、それだけではないとは思いますが、一方でであると、国民が成果を実感しやすいような森林整備になっていくんではないかという気がします。

○櫻井会長 ありがとうございました。

時間が12時になってしまいましたが、今のお話、大体、青山委員の治山対策をきっちりやっていく、今回姿勢を出したんですねというお話と、鷺谷先生までは何かこれは、ずっと究極の目標、問題で、どやって木材を使っていくのか、産業を興していくのか、林業のほうで活力を上げていけるものをつくっていくのかという問題がずっと言われてきておりまして、それについては林野庁も、それから実際の現場の側も苦慮して現在まで来ているというところである。

これについては、一つ計画制度に載っけるこの森林整備保全事業計画の中での評価、指標云々をつけるだけの話ではなくて、それもありますが、それ以外のところでも進めていかなきゃいけないというお話になるんじゃないかと思いますし、岡田委員からは、しっかり予算の使い方を考えろと、硬直的にしていけないということを、これは国のほうから出すときにそこへ言っておけ、一言言うのかという問題も実はあるんですが、国がそこまで言うのかといういよいよ苦しい問題がある。まさに鷺谷委員が言われた、これからの生態系サービスの問題というのは、森林は森林だけで1個の機能を持っているんじゃないよということがわかるようにまとめていってほしい。ただ、それを旧林学の私から見ますと、そういうことでいつも林学の連中は言って、1個1個のことをはっきりしたいんだと、逆に怒られてきたという面もありまして、結構大変な難しい問題はあると思うんですが、今、もう時間がないんですけど、今のことを、特に木材産業の今後の振興などについて、それから今後の林政の進め方について、事務局のほうからコメントに対して答えられるものがあったら答えていただきまして、それ以外についてはまたいろいろと検討いたしたいと思いますが、何かありますか。

○矢部計画課長 それでは、お答えできるものについてはお答えをしたいと思いますんですが、非常に大きな問題として、浅野委員から最近の経済状況の変化というものを踏まえた形で何か計画に反映させなくていいのかというご指摘でございました。

確かに、この経済状況の変化というのは我が国の財政にも大きく影響してまいりますし、木材の需要という面でも大きく影響してくることとっておりますので、これは重要なことだと思っております。

それから、今回の計画はあくまでも今実施しています森林整備事業、治山事業という公共事業を実施する上で、どういうところに一つの目標を置いて実施していけばいいのかという指標を、アウトカム指標という形で提示して、よりよい公共事業の実施に資するというのが目的になっておりますので、全体の中でそれはどう反映させるかということになるとなかなか難しいのですが、そこは考えさせていただきたいと思っております。非常に大きな問題です。

治山対策につきましては、青山委員のご指摘のとおりで、予算は減っておりますが、やはりきちんと重点化をするということと、コスト縮減をして、よりの確にやっていかなければいけないということで、限られた予算の中でもここに挙げました指標についてはきちっと守っていこうということだと思っております。

それから、川下の話などいろいろ出ておりますが、これについてはきちんと林野庁としていろいろな施策の中で対策を講じてやっていこうと考えておりますので、ご指導をお願いしたい

と思っております。

あと、最後に鷺谷委員から、森林の機能は1つではないという意見がございました。これはご指摘のとおりで、私どももそう考えております。ただ、今回の計画の指標は、機能の評価をするということではなく、事業を実施したときにどういった切り口でその事業の成果を評価していこうかということでの指標ということですので、また森林の機能がどう評価されるのかということについては、別のものに譲っていくべきではないかなと考えております。

○櫻井会長 これは、農林水産省が実際に全体、農林政策だけでなくほかの省庁も、特に国民のお金を使っていった場合に、使ったお金がどう生きるのかというのを見えるようにしろというお話の中の、この公共事業、森林整備保全事業について、その部分を切り取って自分の関係のところにもそれを出せという話で来たものですので、ここだけでは全部受けられる話ではないですが、現在、長官以下、部課長、関係者の方々いるところでこんな意見が出たというのは非常にいいことだと思っています。これを施策に生かしていくということになると思います。

それから浅野先生が言われた、現下の情勢で国じゅうがばたばたしているときに、またこういう文書が出るのかというのはやはり関係者としてはとても耐えられないという気持ちもわかりますので、その辺のところもどんなふうに書いたらいいのか。最終的には、関係行政機関長、都道府県知事の意見調整のところまで行って、合議していく話になりますので、それなりのものをつくっていく……

○浅野委員 抜本的に変えましょうという意味じゃなくて、そういうことをきちんと踏まえながらこれはつくりましたというようなことをつくっておかないと、ちょっと違和感があるのではないかという話です。

○櫻井会長 つくっている最中にこれが出てきたので、ちゃんとそれは踏まえましたかと。

○浅野委員 そうです。踏まえましたよということがどこかにないと。

○櫻井会長 審議会の資料としてはおかしいと。

○浅野委員 そうです。

○内藤林野庁長官 それに関してなんですが、実はこの事業計画というのは、森林整備の事業計画というのは5年間というものですから、現下の情勢を中に入れ込むと、5年間ずっとこの文章が残るということがございます。むしろ、こういう背景で、この背景を踏まえてつくった

んですというような、そういう出し方のほうがいいのかと私は思っています。

それから、もう一つ利用のほう、確かに重要なんですね。やはり需要拡大とか利用先をしつかりとしない限り、整備しても出口がなくなります。これは、材価の低迷などいろいろな問題を引き起こしかねないものですから、需要のほうもしっかりと書かなければいけないのですが、いかんせんこれは整備保全事業計画なものですから、ちょっと限界があろうかと思いますが、何か工夫してみます。

それから、話もございました国有林がバッファ効果を果たすべきとの点についてですが、これは大変な大きな問題でございまして、にわかにここでどういうふうにするかということはお答えが難しい。ただ、現実問題として、当然我々も伐採して販売するときに、市況を見ずにやっているということはあるので、現実問題としてはそういうものを見ながら運営はしておりますけれども、それを国有林はそういう機能を果たすんだというふうにするとなると、これはもう運営の基本方針にかかわってくる問題ですから、十分検討した上でないとお答えは難しいかなというふうに思います。

○合原委員 現在、大変なものですから、それを踏まえて検討していただければと思います。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。まだ言い足りないで不満の方、次に発言できたとき触れなかった方とかいらっしやると思うんですが、この後もこの審議会、これからまたこの2年間おつき合い願うわけですが、いろいろとご意見をちょうだいして行政に反映させていっていただければありがたいと思います。

ちょっとというか、なかなか初めてでうまくいかなかったなという気がしておりますが、12時を大分過ぎましたけれども、ここで散会させていただきたいと思いますが、現在の意見いただいたものについては事務局と相談いたしまして、反映できるものは反映すると。それから、行政のほうに返していただくものは今後でお願いするということでご了承いただきたいと思います。よろしいでございましょうか。

どうもきょうはありがとうございました、長時間にわたりご協力ありがとうございました。お礼申し上げます。

午後0時08分 閉会